国税通則法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十七号

国税通則法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十三条第四項、第六十五条第四項、第六十六条第四項及び第百二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国税通則法施行令の一部改正）

第一条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六条」を「―第六条の二」に改める。

第二章中第六条の次に次の一条を加える。

（口頭による賦課決定の手続）

第六条の二　法第三十三条第四項（賦課決定の所轄庁等）に規定する政令で定めるときは、本邦に入国する者が入国の際に携帯して輸入する物品につき徴収すべき消費税等を税関の当該職員に即納させるときその他特別の必要に基づき国税を当該職員に即納させるときとする。

2　法第三十三条第四項の規定により当該職員が口頭で法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定の通知をする場合には、他の当該職員の立会いを受けなければならない。

第十二条を次のように改める。

（税関長が徴収する場合の読替規定）

第十二条　法第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長が徴収する場合又は同条第四項若しくは法第四十四条第一項（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合における第七条の三（納付受託者の納付に係る納付期日）及び第七条の四（権限の委任）の規定の適用については、第七条の三中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、第七条の四中「国税局長」とあるのは「税関長」と、同条ただし書中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」とする。

第二十五条中「の額の計算」を削り、同条第一号中「第十九条第四項第三号ハ（修正申告書の記載事項）を「第十九条第四項第二号ハ（修正申告）に改め、同条第二号中「（消費税の」を「（仕入れに係る消費税額の控除不足額の」に、「航空機燃料税の還付」を「取卸しの場合の航空機燃料税の控除等」に、「第四十五条第一項（納税申告）を「第四十五条第一項（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告」に、「第三十条の二第一項（納税申告）を「第三十条の二第一項（移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告」に、「定義」を「定義及び種類」に、「第十六条第一項（納税申告）を「第十六条第一項（移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告」に改め、同条第四号中「第七条第八項（消費税等に対する準用）を「第七条第十項（郵便物の内国消費税の納付等」に、「関税の納付前における郵便物の受取り」を「郵便物の関税の納付等」に改め、同条第五号中「納付」を「納付等」に、「消費税等に対する準用」を「輸入の許可前における引取り」に改め、同条第六号中「の特例」を「、納税等の特例」に改める。

第二十七条第四項中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十五条第四項第二号」を「第六十五条第五項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十五条第四項（過少申告加算税）」を「第六十五条第五項」に、「第六十六条第五項」を「第六十六条第六項」に改め、同項第一号中「第六十五条第四項第一号」を「第六十五条第五項第一号」に改め、「（申告納税方式による国税等の納付）」を削り、同項第二号中「第六十五条第四項第二号」を「第六十五条第五項第二号」に改め、同項第三号中「第六十五条第四項各号」を「第六十五条第五項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十五条第四項（過少申告加算税）に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち同項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で同項に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実のみに基づいて同項に規定する修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

第二十七条に次の一項を加える。

6　法第六十六条第四項に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち同項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で同項に規定する帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額とする。

第二十七条の二第一項中「第六十六条第七項（に）を「第六十六条第八項（に）に改め、同項第一号中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十七条の三第一項中「第六十五条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「（無申告加算税）（同条第四項」を「（同条第五項」に、「含む。）」を「含む。）又は第四項（無申告加算税）」に改める。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第九条の規定による改正前の国税通則法施行令の一部改正）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第九条の規定による改正前の国税通則法施行令の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「第十九条第四項第三号ハ（修正申告書の記載事項）を「第十九条第四項第二号ハ（修正申告）に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和四年十二月三十一日

イ　第一条中国税通則法施行令第二十五条第一号の改正規定

ロ　第二条の規定

二　第一条中国税通則法施行令第二十七条の改正規定、同令第二十七条の二第一項の改正規定及び同令第二十七条の三の改正規定並びに次項の規定　令和六年一月一日